

事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収 をお願いします

所得税を源泉徴収している事業所は、地方税法の規定により従業員の個人住民税を特別徴収（給与からの天引き）することになっています。市では、特別徴収を徹底するよう取り組んでいますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 課税課 32-2015

個人住民税の特別徴収Q&A

Q1 個人住民税の特別徴収ってどんな制度？

A1 事業主が従業員の給与を支払う際に個人住民税を徴収して納めていただく制度です

Q3 納期はいつ？

A3 事業主が毎月の給与から天引きし、翌月10日までに金融機関などを通じて納付してください

Q4 税額を計算しなければならぬの？

A4 税額は従業員ごとに市で計算して通知します。所得税のように税額を計算したり、年末調整を行ったりする手間はかかりません

Q2 特別徴収にするとどうなるの？

A2 従業員一人ひとりが納付する手間が省けます。また、従業員が個人で納付する普通徴収では納期が年4回ですが、特別徴収にすると年12回になるので、従業員にとって1回当たりの負担額が少なくなります



Q5 特別徴収に切り替えるにはどうしたらいいの？

A5 毎年1月31日までに提出する給与支払報告書（総括表）に朱書きで「特別徴収」と記入してください。また、年度途中で特別徴収に切り替えたい場合は、お問い合わせください

平成24年度から住民税の扶養控除が見直されます

税制改正により、所得税で平成23年分から既に適用されている扶養控除の見直し、住民税でも平成24年度分から適用されます。

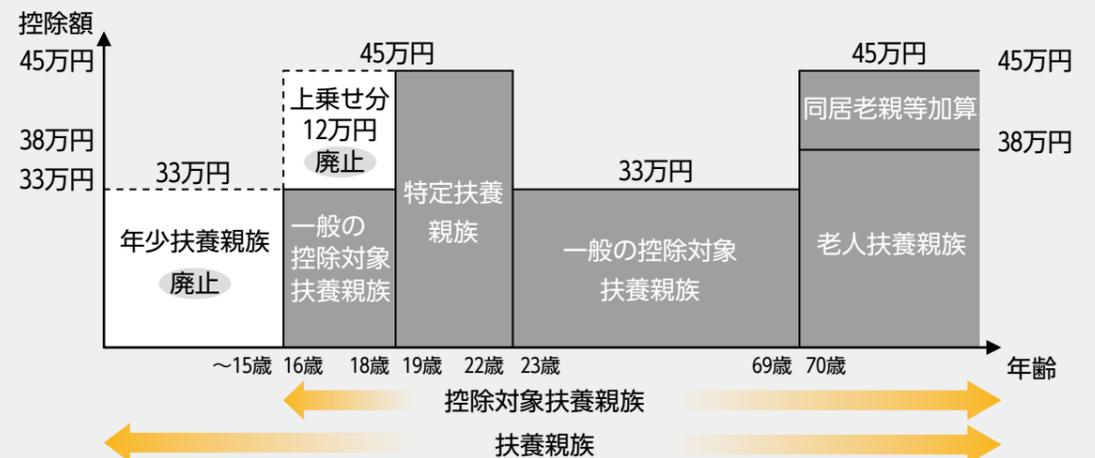
○年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除が廃止

○16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除額が33万円に縮小（上乗せ部分12万円の廃止）

※年少扶養親族に対する障害者控除は引き続き適用されます

※非課税限度額の算定には、年少扶養親族も含まれます

扶養控除の改正の概要



お忘れなく

国民健康保険脱退の届け出

国民健康保険（国保）に加入している人が、就職などで新しくほかの健康保険に加入したときは、届け出が必要です。届け出をしないと国保の資格は残ったままとなりますので、脱退の届け出を必ず行ってください。

持っているもの 国民健康保険証、新しい保険証、世帯主の印鑑
問い合わせ先 保険年金課（市役所1階7番窓口） 32-2071または各支所市民生活課

防犯だより

自転車盗難にご注意！

～自宅でも狙われている～

最近、津山警察署管内の自転車盗難のうち、自宅での被害件数が増加傾向にあります。報告では、自転車盗難被害者の7割が鍵を掛けていない状態で盗難に遭っています。

自転車から離れるときは、たとえ自宅でも必ず鍵を掛けましょう。また、鍵は一つだけでなく、ワイヤー錠など2つ以上の鍵を掛け「ツーロック」で大事な自転車の盗難を防ぎましょう。



問い合わせ先 環境生活課 32-2056、津山警察署管内防犯連合会 25-0110

教えて！暴力団排除条例Q&A ①

暴力団が市民に対して、組織的に行使する暴力や、その威力を利用して資金獲得活動を行うことは、社会経済の健全な育成に悪影響を及ぼす行為です。これらを正しく理解して、社会全体で暴力団の排除に取り組みしましょう。

問1 暴力団排除条例とはどんな条例ですか？

答1 暴力団排除条例は、市や市民、事業者が一体となって社会全体で暴力団を排除するための条例です。

内容は、基本理念、市の責務、市民などの役割、市の公共工事などにおける措置、学校などにおける措置、利益供与の禁止、暴力団の威力の利用の禁止などを定めています。

問2 基本理念って？

答2 市民・行政・事業者が一体となって暴力団を排除するために「暴力団を恐れぬ」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念とし、「暴力団と交際しない」を加えて4つの「ない」を呼び掛けています。

問3 市の責務は？

答3 市の責務は、次のとおりです。
・警察など他の関係機関と連携し、暴力団の排除を進める
・市民が自発的に暴力団の排除に取り組みることができるよう情報提供などの支援を行う

問4 市民の役割は？

答4 市民の役割は、次のとおりです。
・暴力団と交際しない
・暴力団を排除するために自主的な活動に取り組む

「暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を取っている」「企業Cは、暴力団D組の関係企業を下請けに入れている」など、暴力団に関する情報を聞いたときは、警察または環境生活課に情報提供をお願いします

問い合わせ先 津山警察署(林田) 25-0110、環境生活課 32-2056